

様式第3号(第5条第1項関係)

番 号
平成 年 月 日

開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

平成 年 月 日付で請求のありました文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する文書の名称:

2 不開示とした部分とその理由:

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、機構に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、機構を被告として、福岡地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施方法等

(1) 開示の実施方法等

文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	文書全体について開示の実 施を受けた場合の基本額

(2) 窓口における開示を実施することができる日時、場所

○日時:平成 年 月 日から 月 日まで(土・日・祝日を除く)の
9:30~11:45、13:00~16:45

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

※同封の説明事項をお読みください。

<説明事項>

1.「開示の実施方法等」の選択について

開示の実施方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「開示の実施方法等申出書」にて申出を行ってください。

開示の実施方法は、3(1)「開示の実施方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ「写しの交付」を受ける等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

窓口における開示の実施を選択される場合は、3(2)「窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合のないものがない場合は、お手数ですが下記の情報公開窓口までご連絡下さい。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前(土・日・祝日を除く)には、当方に届くようにご提出願います。

2. 開示実施手数料の算定について

(1)手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2)手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3)手数料の納付

窓口において閲覧または写しの交付を希望される方は、手数料を公開当日持参し、お支払いください。なお、郵送による写しの交付を希望される場合は、開示実施手数料を現金または郵便為替にて、郵送していただくことになります。その他に郵送料が必要です。

3. その他

- ・窓口にて文書の開示を受ける際には、本通知書を御持参ください。
- ・開示の実施方法等、開示実施手数料の算定、異議申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、下記の情報公開窓口までお問い合わせください。

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591